

三条商工会議所 新型コロナウイルスに関する経営相談窓口 県の休業要請協力金の申請書類を配布しています

新型コロナウイルスにより影響を受けた事業所の皆様が利用できる支援策をお知らせします。

新潟県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金

県の要請で
休業・時短した方へ
10万円の協力金

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、新潟県が行った「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための施設の使用停止等の協力要請」に応じて、施設の休止や営業時間の短縮等に協力していただいた県内の中小企業等に対し、協力金を支給します。

※4月24日～5月6日の要請に対する協力金です。5月7日以降分の協力金は後日となります。

【対象者】下記の全てを満たす者。

- (1) 新潟県内に事業所を有する中小企業及び個人事業主。
- (2) 令和2年4月21日以前に、協力金支給対象施設を運営していること。
- (3) 令和2年4月24日から5月6日までの全ての期間において、新潟県の要請に応じ、休業や営業時間の短縮等を行っていること。
※休業要請：遊興施設、学習塾、遊戯施設、集会施設、商業施設など
時短等要請：食事提供施設。詳細は下記HPより確認
- (4) 代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が暴力団等に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないこと。また、上記の暴力団等が、申請事業者の経営に実質的に関与していないこと。

【支給額】**1事業者あたり10万円**

【申請期間】令和2年5月11日(月)～6月30日(火)

【申請方法】①オンライン申請：下記HPから申請フォームを入力

※オンライン申請でも、申請書以外の添付書類については郵送が必要。

②郵送：簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で郵送

【必要書類】申請書、休業要請等の対象施設一覧、誓約書、本人確認書類、直近の確定申告書の控えの写し、営業に必要な許可証等の写し、休業等の状況がわかる書類（休業・時短を告知する張り紙、HP、チラシなど）、協力金の振込先となる通帳等の写し

申請書類は
商工会議所で
配布しています

【問合せ先】新潟県緊急事態措置・協力金相談センター TEL 025-280-5222
<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/sangyoseisaku/sikyu.html>

※本案内では情報過多にならないよう、要件等は一部簡略化して記載しております。

当所では、新型コロナウイルスによる事業への影響など、経営に関するご相談窓口を設置しております。お困りごとがありましたら下記までお問い合わせください。

＜お問い合わせ＞ 三条商工会議所 新型コロナウイルスに関する経営相談窓口
経営支援課 担当/鳥部・川上・須藤・小柳(誠)

TEL 0256-32-1311 FAX 0256-32-1310

最新の支援制度情報はコチラ

<http://www.sanjo-cci.or.jp/kansensho>

※今後も、支援制度情報を随時配信してまいります。本案内は当所HP上にも掲載いたします。今後、支援制度情報のFAX配信を希望されない方は、お手数ですが上記お問合せ先へご連絡ください。